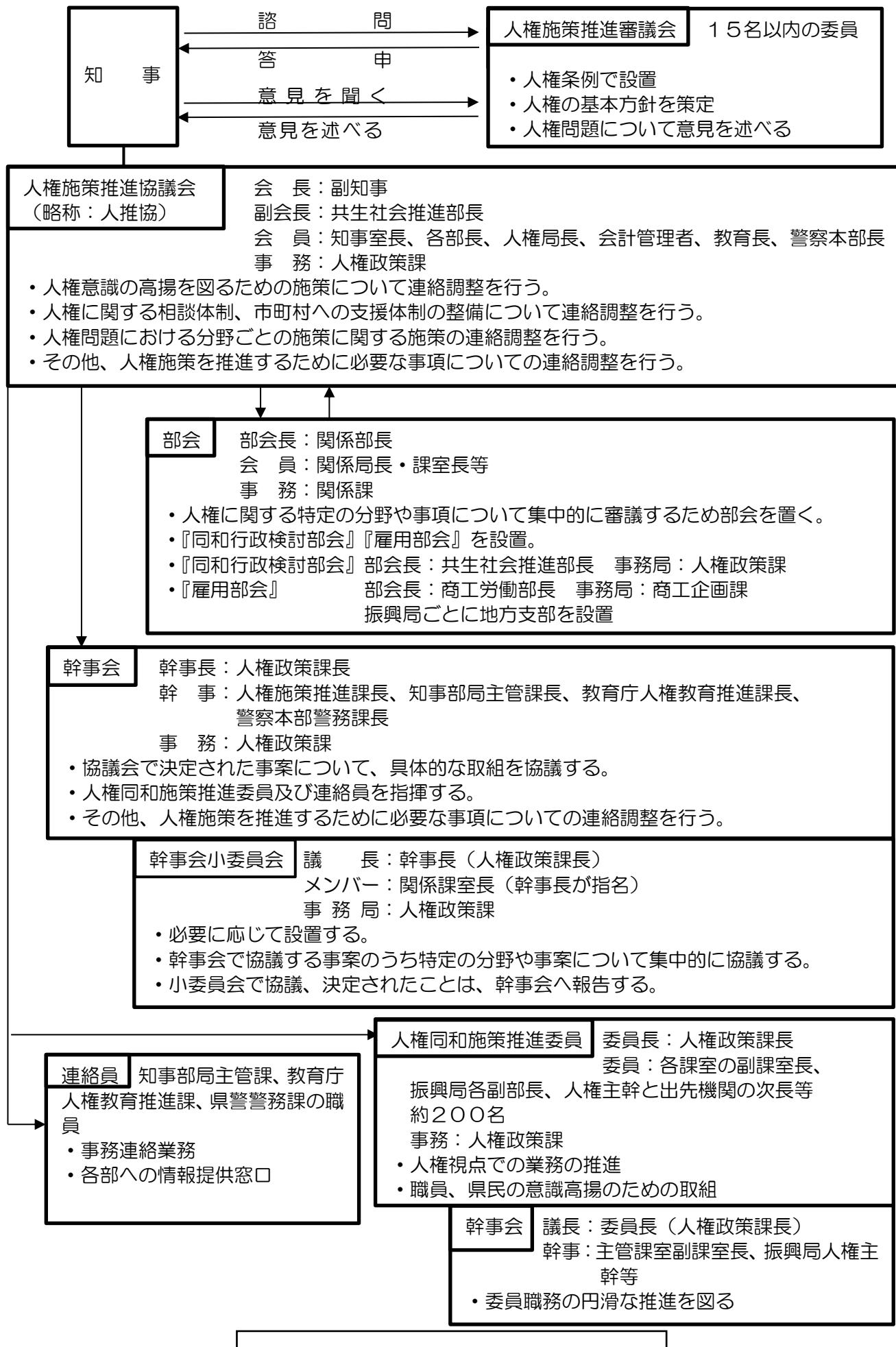


資料2

人権施策の推進

1. 人権尊重の視点に立った行政の推進

和歌山県人権施策推進協議会組織図



2. 人権教育・啓発の推進

1 人権教育の推進

(1) 学校教育における人権教育の推進

■めざす姿

- ・児童生徒が、自他を認め合い、大切にしようとしている。
- ・人権について学んだことが児童生徒の態度や行動に現れ、自他の人権が守られている。

■重点的に取り組む事項

○教職員の資質向上

主な関係 課室 所: 人権

▶各種研修会の実施

教職員が社会の変化に応じた確かな人権感覚や人権に関する知識を身に付けられるよう、研修内容や方法の改善・充実を図りながら、「人権教育担当教員等研修会」をはじめとした人権教育に係る研修会を実施します。

▶人権教育に係る校内研修の実施促進

教職員が、人権教育に係る授業の改善や指導方法の向上を図り、今日的な人権課題についての理解を深めるため、当課で実施する研修会の内容共有を推進するとともに、各学校が行う校内研修に、要請に応じて指導主事等を派遣し、研修内容の充実を図ります。

○現状・課題の把握と学校支援

主な関係 課室 所: 人権

▶教育計画の改善充実の促進

人権教育に体系的に取り組むことが子どもたちの人権感覚を養ううえで重要であることから、各学校に対し、昨年度実施した人権教育の全体計画や年間指導計画等の見直しと改善を行い、重点的に取り組む人権課題を位置付けた今年度の計画を作成したうえで、人権教育に組織的に取り組むよう促します。

▶子どもの実態についての把握

人権教育が効果的に推進されるよう、人権教育の推進に関する調査や学校訪問等を通して、子どもの実態把握に努めるとともに、学校への指導・助言を行います。

○人権教育の視点を大切にした授業の改善・充実に向けた支援

主な関係 課室 所: 人権

▶子どもの自己肯定感を高める取組の推進

人権教育は全ての教育活動を通じて行うことが必要なことから、各種研修会や学校訪問等を通して、いじめや虐待等、子どもの人権に係る現状を踏まえ、人権尊重の視点に立った教科等指導、生徒指導及び学級経営等を推進します。

▶授業の改善・充実に資する手法等の提供

子どもが主体的に人権学習に取り組めるよう、ペアやグループによる共同学習、ロールプレイングなどの間接体験、障害のある人との交流など、協力的・体験的・参加的な学習の参考となる実践事例等を提供します。

▶重点的に取り組む人権課題に関する資料提供

次の重点的に取り組む人権課題について、効果的な学習が推進されるよう、関連資料^{※1}等の提供を行います。

- | | | |
|-----------------|---------|----------------|
| ・子どもの人権 | ・高齢者の人権 | ・障害のある人の人権 |
| ・同和問題（部落差別） | ・外国人の人権 | ・感染症に関する問題 |
| ・インターネットによる人権侵害 | | ・北朝鮮当局による拉致問題等 |
| ・性に関する人権 | | |

○今日的課題と好事例の情報発信と情報共有

主な関係課室所: **人権**

▶人権教育資料集等の活用促進

人権教育の取組を広め充実させていくために、校内研修や授業実践等において活用できる県作成の指導資料集等^{*1}を提供します。

■関係資料等

※1 人権教育学習プラン、人権学習パンフレット

(2) 社会教育における人権教育の推進

■めざす姿

- ・各地域において、人権教育を推進する人材が豊富にいる。
- ・人権について学ぶ機会が充実している。
- ・自己の価値観等に固執することなく、新しい価値の創造や誰もが暮らしやすい社会の形成に向けた意識や意欲が醸成されている。

■重点的に取り組む事項

○地域における啓発及び指導力の向上

主な関係課室所: **人権**

▶人権教育地方別研修会の実施

各地域の実情に即した人権課題を取り扱う研修会の実施を通して、県民の人権尊重の意識や確かな人権感覚の向上に取り組みます。

▶人権教育指導者研修講座の実施

各地域における人権教育の充実に向け、人権教育指導者研修講座の実施を通じて、今日的な人権課題についての理解を深めるとともに、市町村における人権教育担当者等の指導力向上に努めます。

○指導資料等の作成・活用普及

主な関係課室所: **人権**

▶「実践に学ぶ」^{※1}の作成・活用普及

各地域における人権教育の充実に向けて、各市町村の取組を集約した人権教育（社会教育）指導者用資料の活用を促進します。

▶人権学習パンフレット^{※2}の活用促進

様々な人権課題について正しい理解や認識を深められるよう、保護者学級をはじめとした様々な社会教育の場における人権学習パンフレット^{※2}の活用を促進します。

○地域や保護者に向けた学習機会の整備

主な関係課室所: **人権**

▶人権教育に関する教育・啓発事業の充実

県民が人権問題に対する正しい理解や認識を深められるよう、市町村への補助事業等を活用し、地域の実情に即し、広く住民を対象とした教育・啓発事業の充実を図ります。また、各種団体や保護者等の要請に応じて研修を実施し、いじめや虐待等、子どもの人権をはじめとする様々な人権問題に対する教育・啓発を行います。

▶保護者学級開設への支援

小学校及び特別支援学校小学部に在籍する児童の保護者が様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深められるよう、保護者学級の開設を支援するとともに、保護者の積極的な参加に向けた取組を促進するよう働きかけます。

○障害のある人への支援・識字教育の推進

主な関係課室所: **人権**

▶障害者団体への事業委託

障害者団体への事業委託を通して、障害のある人の自立と社会参加を支援します。

▶よみかき交流会等の実施

識字学習者の学習意欲を高め、指導者の育成と指導力向上に向けた機会を提供するために、よみかき交流会等を実施し、識字教育を推進します。

■関係資料等

- ※1 実践に学ぶ
- ※2 人権学習パンフレット

2 人権啓発の推進

(1) 和歌山県人権啓発ネットワーク協議会の取組

- ・和歌山地方法務局、県、市町村、県人権擁護委員連合会、県人権啓発センターで協議会を設置し、協働して啓発活動を実施（人権のつどい、人権の花運動など）

(2) (公財) 和歌山県人権啓発センターへの委託事業

- ・ふれあい人権フェスタ
- ・人権感覚を育てよう
- ・インターネットと人権
- ・同和運動推進月間特別講演会 など

(3) 市町村が実施する啓発活動事業への支援

- ・人権啓発市町村助成
市町村が実施する講演会の開催や啓発資材の作成等の人権啓発事業に対し助成（補助率 1/2）

(4) 和歌山県人権尊重の社会づくり協定

- ・企業、団体等と協定を締結し、協働して人権啓発活動を実施
- ・協定締結企業団体数…408企業・団体（令和7年10月末現在）
- ・県からの支援…研修講師の派遣、人権に関する啓発資料・イベント情報の提供など

(5) 啓発資料等

- ・「人権チェックリスト」の発行
日常生活を人権の視点で見つめ直し、点検と気づきを促すチェックリストを発行。毎月発行し、時宜にかなった人権課題に対応

- ・「県民の友」への掲載
11月の同和運動推進月間、11月11日～12月10日の人権を考える強調月間にちなみ人権特集として発行。また、毎月（11月を除く）人権連載「こころの気づき」を掲載

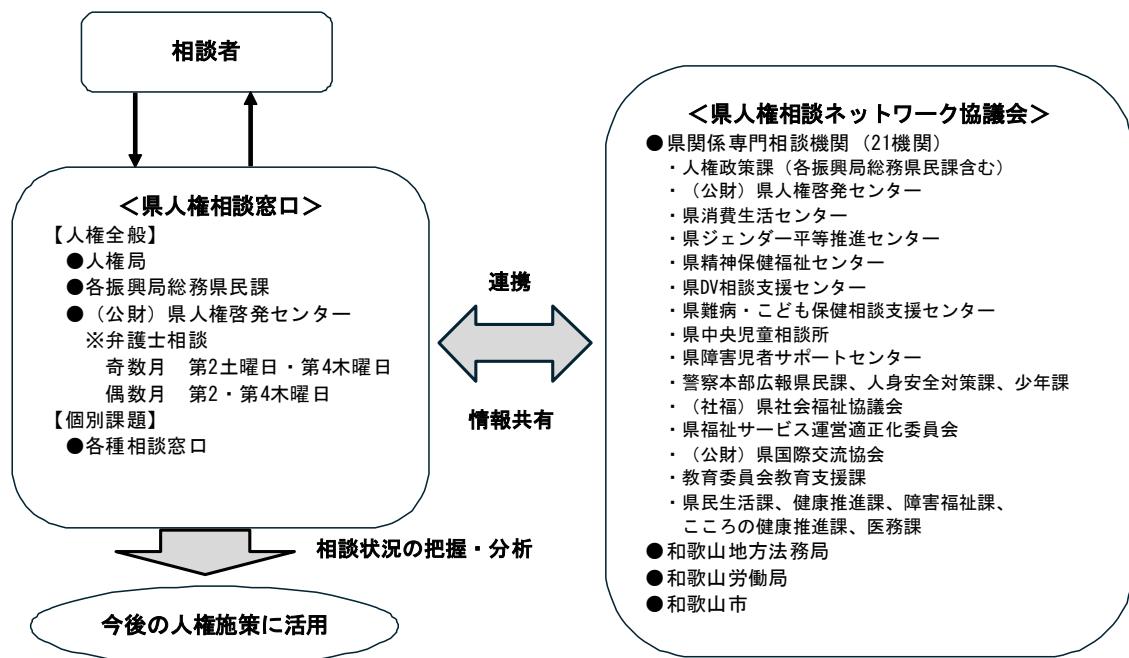
3 相談・支援・救済の推進

(1) 人権相談・支援体制

・人権相談に関する組織体制

人権問題で困っている県民に対して、人権救済の一助として、人権局、各振興局及び（公財）和歌山県人権啓発センターに人権相談窓口を設置し、より身近で県民の立場に立ったきめ細やかな相談環境の充実を図っている。

また、平成 17 年に和歌山県人権相談ネットワーク協議会を設置。女性やこども、障害のある人等の各分野の県の専門相談機関等の相談実務担当者が連携・協力することにより、円滑な相談業務を行っている。



・相談体制の充実について

①相談担当職員のスキルアップ研修

- ・人権局、各振興局等人権担当職員研修（年2回） ロールプレイング研修
- ・県人権相談ネットワーク協議会担当者研修（年2回） 外部講師等による講義

②市町村相談担当者のスキルアップ

- ・各振興局単位で年1～2回実施 人権県民主幹が講義及びロールプレイ研修を実施

③相談窓口の周知

- ・県のホームページ、県民の友、テレビ・ラジオといったメディア、SNSを活用
- ・市町村に対し広報を依頼

④特設人権相談の実施

- ・弁護士による人権相談を人権週間に実施（令和7年度は12月7日（日））

・人権相談の実績（相談件数・相談内容）

令和6年度の和歌山県関係機関における人権に関する相談件数は、8,382件で、令和5年度に比べ545件減少（6.11%減）している。

相談件数を分析したところ、人権課題別では、「こども」に関する相談が4,053件（46.66%）で最も多く、次いで、「女性」に関する相談が2,482件（28.57%）となっている。

相談内容別では、配偶者等からの暴力（DV）や児童虐待などの「暴力・虐待」が6,109件（70.11%）で7割を超え、次いで、ストーカーやセクハラ・パワハラなどの「ハラスメント等」が637件（7.31%）となっている。

これらのほかにも、家族問題や地域でのトラブルなど、様々な相談が寄せられている。

（和歌山県関係機関）

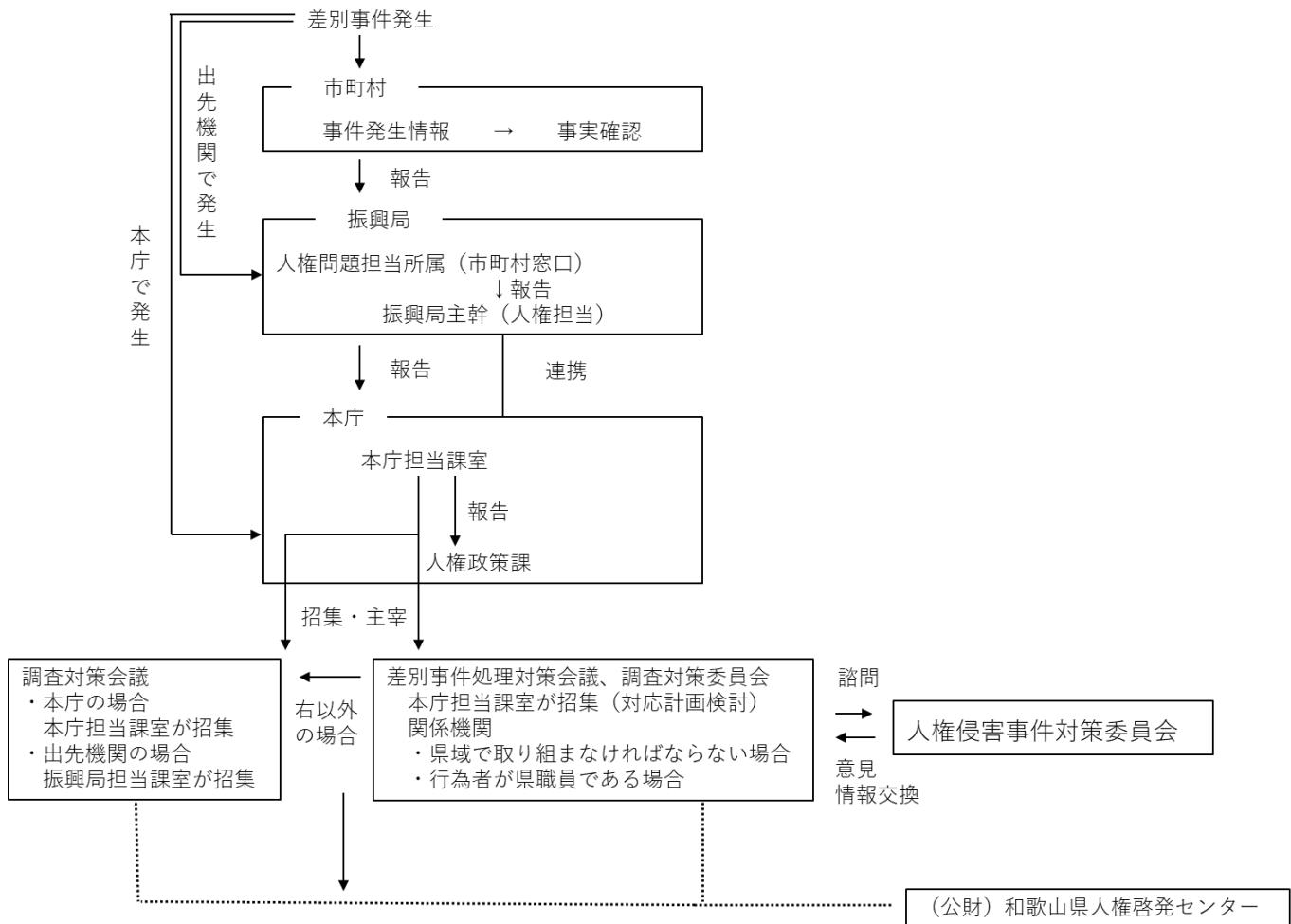
	R6	R5
人権相談件数	8,382	8,927
うち部落差別相談件数	22	66

（うち、県人権局・振興局・人権啓発センター）

	R7（10月末）	R6	R5
人権相談件数	61	141	117
うち部落差別相談件数	7	13	15

(2) 差別事件への対応

・差別事件の対応体制について



・人権侵害事件対策委員会の目的・機能について

- ① 「差別事件処理対策会議」が人権侵害事件に関する対応の適切かつ迅速的、効果的解決を図るために必要な助言を行う
- ② 「調査対策委員会」が人権侵害事件に関する対応の適切かつ迅速的、効果的解決を図るために必要な助言を行う
- ③ 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例(令和2年和歌山県条例第10号)
第9条第3項の規定に係る対応を行う

・差別事件の概要

差別事件の発生件数及び内容

	R7（10月末時点）	R6	R5
差別事件件数	4件	20件	16件
（内、教育関係）	1件	9件	6件

※内容については別紙参照

（3）インターネット上の人権侵害について

・インターネット上の人権侵害に対する県の取組

① モニタリング

インターネット上の同和問題に関するモニタリングを実施し、差別投稿として特定した場合には、当該投稿を削除するようプラットフォーム事業者に要請するとともに、法務局に削除要請の依頼を行っている。

《モニタリング実施状況》

	R7（9月末時点）	R6	R5
差別書込件数	495件	855件	1,043件
削除件数	6件	369件	582件
削除率	1.2%	43.2%	55.8%

② 市町村への支援

- ・市町村担当者研修の実施
- ・モニタリングに係る補助制度
- ・「インターネットによる差別表現の流布事案に係る削除依頼に関する対応規程」に基づく対応

③ 情報流通プラットフォーム対処法に関する取組

◆情報流通プラットフォーム対処法の概要

- ・プロバイダ責任制限法から改正（令和6年5月）
- ・令和7年4月1日から施行

情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）

（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号））



◆県の取組

- ・県民への周知及び広報
- ・県職員への研修及び情報提供
- ・市町村担当職員の研修
- ・大規模プラットフォーム事業者への協力依頼
- ・総務省への要望

＜課題＞

- ①法の対象とならない事業者も存在するため、法施行後も人権侵害情報が拡散され続ける
- ②被侵害者と明確化されていない部落差別やヘイトスピーチ等、特定の属性に関係する者からの削除申出及びそれらの拡散防止のため地方公共団体が行う削除申出について、法に基づく対応義務がない
- ③特定の属性に対する差別的表現が、どのような権利利益の侵害に該当するのかガイドラインに示されていないため、大規模プラットフォーム事業者による削除判断が困難

＜具体的な措置（要望）＞

- ①すべてのプラットフォーム事業者を情プラ法の対象とすること
- ②地方公共団体や当該属性にある個人からの削除申出も対象とすること
- ③特定の属性に対する差別的表現を禁止する規定を設けること